

ますだ通信

愛知県議会議員 ますだ裕二 中区選出

名古屋競馬組合議会 議員
県民環境委員会 常任委員



～令和7年～
春 号

本会議で中小企業等への支援策の充実について質問



Q

愛知県内では、新型コロナウイルス感染症対応資金、いわゆる民間金融機関によるゼロゼロ融資を、1月末時点で約3万2千件の中小企業が利用しているが、一昨年から元金の返済が本格化する中で、円安や原材料価格の高騰、人手不足や人件費の上昇をうけ、依然としてコロナ禍前の業況に回復していない中小・小規模事業者も多いと聞いています。そこで、あいち産業振興機構の事業として行っている経営力評価サービスや事業承継支援等も充実していく必要がある。経営力評価サービスは、外部専門家が中小企業等を客観的な視点で評価する制度で、自社の製品や技術力、サービス等の評価を受けることで、自社の強みや課題を今後の事業展開に生かしやすくなるサービスである。一方で、事業承継については、承継の実行に当たっての進捗管理や、事業承継する後継者を対象とした「後継者育成塾」の開催など、継続的な支援を実施されている。このように、積極的に県内企業を支援することにより、経営の安定を図っていただくことが必要であると思うが、来年度どのような支援策を講じていくのか。

A

2020年度に実施したゼロゼロ融資は、約8万7千件、1兆4千7百万円余の利用があった。このうち、借りた事業者が返済できず、愛知県保証協会が事業者に代わり返済する代位弁済となっている金額は、**2022年度で約54億円、2023年度で約81億円と増加傾向**である。このような状況下のなか、原材料高騰・エネルギーコスト・労務費の高騰など、厳しい経営環境にある中小企業に対してはきめ細かく支援していくことが重要である。そこで、事業再生につなげる「経営力評価サービス事業」は、応募事業数が増えてきていることから支援対象企業を拡充して実施していく。また、事業承継・再生の経営戦略の一つであるM&Aや事業承継については、事業承継・引き継ぎ支援センターにおいて、マッチング支援等に努めていく。

あいち産業振興機構の問い合わせ先⇒



伝統的工芸品とは
愛知県には、名古屋仏壇、尾張仏具など15品種の多様な伝統工芸品が存在します。これらは地域の文化や技術を反映し、100年以上の歴史を持つものが多く、現在も職人によって受け継がれています。

Q

経済産業局が所管している「伝統的工芸品」は、100年以上の歴史があり、引き継がれてきた「わざ」によって作り出されるもので、この「わざ」を残していくなければ、伝統的工芸品が次の世代に引き継いでいけない。県内には、国の高いハードルをクリアして経済産業省から指定を受けたものが**15件**あり、伝統工芸品を作る「わざ」は、積極的に保護と継承を図っていくべきである。そのためにも、**愛知県無形文化財として登録**し、積極的に保護していくべきである。そこで、伝統的工芸品の技の県登録について、今後、県としてどのように取り組んでいくのか伺う。

A

本県としても、無形の工芸技術は、将来に継承していくべきものが多くあると認識しており、文化財登録を積極的に行っていきたいと考えている。中でも、伝統的工芸品は、生産者が一定の地域に集まり、伝統的な技術・技法によって製造されており、その地域には、そうした技を保持し、継承されている方々がおられる。今後とも、審議会の委員にご相談しながら、**登録対象とする技の精査や、継承に向けた組織体制の調査を積極的に行い、登録を進めてまいりたい**と考えている。

| 現行文化財保護法の類型 | 指 定 | 登 録 |
|----------------------------|-----------------------|-----------------------|
| ▶有形文化財 建造物、美術工芸品 | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| ▶有形民俗文化財 衣食住の用具など | <input type="radio"/> | <input type="radio"/> |
| ▶無形文化財 芸能、工芸 | <input type="radio"/> | 制度なし |
| ▶無形民俗文化財 風俗慣習、民俗芸能、民俗技術 | <input type="radio"/> | 制度なし |

新たな保護対象に

県政の相談・地域のお困りごと相談は

愛知県議会議員 ますだ裕二事務所

〒460-0012 名古屋市中区千代田4丁目17番8号 千代田ビル2階

TEL:052-324-3947

FAX:052-332-5684



《公式ホームページ》



新年度から始まる愛知県の主な施策

中小企業の外国人材確保を支援します

予算額 77,955千円(新規)

労働局就業促進課
業務・調整グループ
内線 3431・3432
(ダイヤル)052-954-6363

中小企業の人手不足感が高まる中、国在留資格見直し等により、本県産業の担い手としてより一層期待されている外国人材の確保を支援します。

○外国人材受入サポートセンター(仮称)の設置・運営

- 相談窓口の設置
企業・外国人双方からの相談に対応した窓口を設置するとともに、ポータルサイトによる情報発信を実施

・専門家による伴走型支援の実施

- 外国人材の受入れに不安を抱えている企業を対象に専門家による伴走型支援を実施

・企業向けセミナーの開催

- 採用準備から定着まで受け入れ段階に応じた企業向けセミナーを開催

・働く上で必要な日本語研修の実施

- 外国人従業員の定着を支援するため、日本語レベルに応じた働く上で必要な日本語研修を実施

・国内合同企業説明会の開催

- 県内企業と就職を希望する外国人を対象とした合同企業説明会を開催

○海外オンライン合同企業説明会の開催やインターンシップ受入れ支援の実施

- 県内企業と海外の人材を対象とした合同企業説明会をオンラインで実施
- 合同企業説明会参加企業において、採用前のインターンシップをモデル事業として実施



外国人児童生徒等への学習・就労支援を充実します

予算額 4,528,704千円

とりまとめ
教育委員会義務教育課
教科指導・人権教育グループ
内線 3915・3939
(ダイヤル)052-954-6799

本県は、日本語指導が必要な外国人児童生徒数が全国で最も多く、かつ今後も増加することが予想されることから、日本語指導が必要な外国人児童生徒等への学習・就労支援を充実します。

1 語学相談員の派遣 47,087千円
外国人生徒等の在籍する小学校へ語学相談員を派遣し、語学指導の補助や母語による生活適応相談などの支援を行います。
配置人数 ポルトガル語 4人 スペイン語 3人
フィリピノ語 4人

2 日本語教育活動に対する支援 140,092千円
市町村による「日本語初期指導教室」や「プレスクール」の運営、多言語翻訳機等のICT機器を活用した教育に対して補助を行います。
対象 19市

3 外国人生徒等教育支援員の配置 66,069千円
日本語によるコミュニケーション能力が十分に身に付いていない外国人生徒等の学校生活をサポートする教育支援員を県立学校へ配置します。

4 小型通訳機の配備 1,812千円
外国人生徒等が多く在籍する県立学校に対する多言語対応の小型通訳機を配備します。
高等学校 28校 特別支援学校 15校

5 就労アドバイザーの配置 9,440千円
定期時制高校の外国人生徒等の正規雇用の就労先を開拓(企業訪問等)する「就労アドバイザー」を配置します。
配置人数 3人

6 若者・外国人未来塾の実施 17,134千円
高校中退者や日本語に不慣れな者等、社会的困難を抱えた若者や外国人を対象に、国設置の「地域若者サポートステーション」を始めとする関係機関等と連携し、就学や就労に向けた自立支援を行います。
学習支援 9地域 日本語学習支援 6地域

7 日本語教育適応学級担当教員の配置拡大 4,247,070千円
小中学校に在籍する日本語指導が必要な外国人生徒等の学習支援を行うため、在籍人数に応じて日本語教育適応学級担当教員を27人増員します。
配置人数 606人(拡大)

青少年保護育成条例を改正し、「児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止」を新設します

改正の必要性

○スマートフォンの普及により、SNS等を通じて知り合った相手から、青少年(18歳未満の者)が騙されるなどして、自分の裸体等の撮影画像を送らされる被害(自画撮り被害)が多発している。

○自画撮り画像を要求する行為を規制するため、刑法が一部改正され「16歳未満の者に対する映像送信要求罪」が新設されたが(2023年7月施行)、16歳及び17歳の者は保護の対象外となっていることから、条例改正により、児童ポルノ等の提供を求める行為を禁止し、16歳及び17歳の者を保護対象とする必要がある。

(参考) 保護対象年齢の範囲

| | 0歳 | 16歳未満 | 16歳、17歳 | 18歳 |
|----|--------------------------------------|-------|---------|-----|
| 刑法 | 16歳未満の者に対する映像送信要求罪 | | 空白 | |
| 条例 | 条例の一部改正 (「児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止」の新設) | | | |

改 正 の 内 容

○「児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止」の規定を新設

- 何人も、青少年に対し、当該青少年に係る児童ポルノ等の提供を求める行為をすることを禁止する。

○罰則の追加

- 青少年に対し、不当な手段を用いて児童ポルノ等の提供を求める行為をした場合の罰則(30万円以下の罰金)を設ける。

※不当な手段の類型は「拒まれたにもかかわらず」「威迫」「欺き」「困惑」「対賞を供与」「供与の申込み」「供与の約束」とする。

○年齢の不知規定の整備

- 上記規定に違反した者については、当該青少年の年齢を知らないことを理由として処罰を免れることができないものとする。

施行日

2025年7月1日

啓発活動の実施

啓発ポスターの掲示や、学校・市町村等への啓発チラシの配布を行い、広く県民に周知する。

スポーツ局競技・施設課
競技スポーツグループ

予算額 12,888千円(新規)

アスリートのキャリア形成・就職等を支援することで、地元企業への就職や本県での指導者就任など、アスリートの県内定着を図り、アジア競技大会・アジアパラ競技大会のレガシー創出と、愛知県のスポーツ推進における好循環を実現します。

【講座等の開催】

○キャリア支援講座の開催

- デュアルキャリア(競技活動を続けながら就労)や起業など、競技経験を活かした多様な進路を提示し、アスリートのキャリア形成に対する意識を向上

○機運醸成講座の開催

- アスリート雇用のメリットや採用好事例を紹介し、企業におけるアスリート支援の機運を醸成

○合同企業説明会の開催

- アスリートと企業の出会いの場を提供し、マッチングを促進

【マッチング支援】

○アスリートマッチング支援サイトの構築

- アスリートを採用する意思のある企業や支援を希望するアスリートの情報などを掲載し、アスリートの雇用等を支援

[愛知県議会議員 ますだ裕二]



このQRコードの上に
スマホをかざして読み取ってください!

LINEで情報発信!
県政に関する大切な情報を
お届けしてまいります。



愛知県議会議員 ますだ裕二

